

令和8年度の武蔵野市男女平等推進団体の活動に対する支援について

1 武蔵野市男女平等推進団体活動補助金

下記のとおり実施します。(例年と変更はありません)

(1) 対象活動

男女平等社会の推進を目的とする活動で、以下の①～③が対象です。

- ① 研修会、講演会等の開催（主に市民を対象に公開で行うもの）
- ② 研究及び調査
- ③ その他、市長が特に認めるもの

※事務所の維持管理に関する経費、構成員による会合に関する経費、構成員に対する人件費（旅費及び交通費を除く）は交付対象になりません。

(2) 補助金額

- ・1団体につき年1回、5万円まで。必要な経費の範囲内。
- ・申請順に審査します。申請が多数の場合は交付できない場合があります。

(3) 流れ

- ①事前相談
- ②男女平等推進センターへ申請
- ③審査後に交付決定通知
- ④対象活動の実施
- ⑤実施後の活動報告書の提出（1カ月以内）
（領収書、参加者人数、記録、写真、開催チラシ・レジユメ等具体的な実施資料を添付）
- ⑥補助金の交付

2 男女平等推進センター会議室について

令和8年度は、男女平等推進センター会議室は使用できません。他の施設をご利用になる際の利用方法等については、各施設にご確認ください。

【市内公共施設のホームページのリンクはこちら】

https://www.city.musashino.lg.jp/heiwa_bunka_sports/shiminkaikan/1052986.html

他の施設の使用料を減額する扱いはできませんが、男女平等推進団体活動補助金の対象となる活動（※）で使用する場合は、会場の使用料も補助対象になります。補助金は1団体につき、1年度に1回ですが、複数日にわたる活動をまとめて1回の補助金として申請することも可能です。事前の申請が必要になりますので、男女平等推進センターまでご相談ください。

（※）上記、1武蔵野市男女平等推進団体活動補助金の(1)対象活動に該当するもの

3 男女平等推進センター内の団体ロッカー貸出

令和8年度は、団体ロッカーは使用できません。

4 仮事務所について

令和8年度は、下記の仮事務所です。電話番号、Eメールに変更はありません。

場 所：市役所6階603会議室

時 間：午前8時30分～午後5時15分（土・日、祝休日、年末年始は休み）

※ご不明の点は下記にお問い合わせください

男女平等推進センター 電話：0422-37-3410 Eメール：danjo@city.musashino.lg.jp